

監 第 233号
令和8年1月16日

今治市長 徳永繁樹様

今治市議会議長 越智忍様

今治市監査委員 木原盛展
同 永井隆文

監査結果の報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和7年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象 健康福祉部
健康福祉政策局
福祉政策課、介護保険課、障がい福祉課、生活支援課、
健康推進課、保険年金課

3 監査の期間 令和7年11月5日～令和8年1月16日

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和7年度における健康福祉部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

福祉政策課

【事務分掌】

- (1) 福祉の総合調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉法人の認可及び指導監督等に関すること。
- (3) 社会福祉団体(日赤を含む。)に関すること。
- (4) 社会福祉協議会に関すること。
- (5) 民生(児童)委員及び主任児童委員に関すること。
- (6) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者遺族、外地引揚者等に関すること。
- (8) 災害救助に関すること。
- (9) 福祉センターに関すること。
- (10) 忠靈塔及び忠靈塔記念会館に関すること。
- (11) 養護老人ホーム清流園に関すること。
- (12) 老人福祉に関すること。
- (13) 老人クラブに関すること。
- (14) 老人ふれあいの家に関すること。
- (15) グループリビングに関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の福祉に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 ボランティア活動保険保険契約について、契約締結は市長の職務権限であるが、加入対象者名で契約しているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。

(意見)

- 1 社会福祉士などの資格職について、計画的な職員採用について人事課と継続して協議されたい。また、職員の資格取得や育成についての方策も併せて検討し、福祉サービスの質の維持・向上に努められたい。
- 2 避難行動要支援者の個別避難計画について、一人でも多くの個別避難計画を速やかに作成できるよう継続して取り組まれたい。

介護保険課

【事務分掌】

- (1) 介護保険の運営及び計画に関すること。
- (2) 介護給付費及び予防給付費に関すること。
- (3) 財政安定化基金拠出金に関すること。
- (4) 地域包括支援センターに関すること。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 包括的支援事業等業務委託の一部業務について、契約規則に則った検査が実施されていないものが見受けられたので、適切な事務執行をされたい。
- 2 保有個人情報開示手続において、受付から開示決定までの期間が今治市個人情報保護法の施行等に関する条例に定める期間を超えており、かつ同条例に定める延長手続もとれられていない事例が見受けられたので、適切な事務執行をされたい。
- 3 住民主体型訪問サービス事業補助金について、交付要綱に定める実績報告が未提出であるなど、手続が適正に実施されていないものが見受けられたので、適切な事務執行をされたい。
- 4 今治市介護保険住宅改修支援事業費交付要綱に基づく支援事業費の交付申請手続について、要綱に則った適正な手續が行われていないものが見受けられたので、速やかに要綱改正を実施するなど、適切に事務処理を行わみたい。

(意見)

- 1 今治市みまもり愛ネットワーク事業において、現状ではまだ、アプリダウンロード数が少ないため、今後、より広く強いネットワークの構築を目指し、更に事業の周知に努められたい。
なお、令和8年9月末現在のダウンロード数の状況を再度報告されたい。
- 2 介護認定審査会資料電子化事業について、専用タブレットの導入等により、ペーパーレスをはじめとするデジタル化への対応の基盤をつくることができた。今後、専用タブレットの活用を広げていく中で、介護認定申請から決定までの期間を少しでも縮めていくなど、その効果を更に広げていくことに、より一層努められたい。

3　U I J ターン介護福祉士支援事業費補助金について、市外に対して積極的な情報発信をされたい。また、同様の補助金（看護師、保育士等に対するU I J ターン補助金）を行っている課、移住担当課、都市部でイベント等を行っている課等との連携もあわせて検討されたい。

障がい福祉課

【事務分掌】

- (1) 身体障がい者福祉に関すること。
- (2) 知的障がい者福祉に関すること。
- (3) 精神障がい者福祉に関すること。
- (4) 障がい者福祉団体に関すること。
- (5) 障がい者福祉センターに関すること。
- (6) 今治育成園及び障がい者文化体育施設に関すること。
- (7) ひよこ園に関すること。
- (8) さざなみ園に関すること。
- (9) 障害者地域活動支援センターに関すること。
- (10) その他心身障がい者(児)の福祉に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

1 成年後見人等報酬助成について、要綱で規定された交付要件の充足を書面で確認できないものが見受けられたので、適切な事務執行をされたい。(成年後見人等の資格、本人の生活状況)

(意見)

1 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用は増加傾向にあり、支出額の拡大が続いている。サービスの充実は、障がいのある子どもとその家族の生活を支える上で極めて重要であるものの、支出額の拡大がこのまま持続することは財政面への影響が大きいと考えられる。今後も安定的に支援を提供するために、質の担保と財政的持続可能性の両立ができるような取組を検討されたい。

2 指定管理施設について、いずれも改修の要否や範囲に関する事業者との協議が進んでいない様子が見受けられた。

意思決定の遅れは、改修範囲や費用負担の調整を困難にし、コスト増加や事業遅延を招く恐れがある。現状のままでは改修を余儀なくされる可能性があるため、基本方針を早急に決定されたい。

3 安否確認電話等サービス業務委託について、見守り推進員による見守り事業（福祉政策課所管）への一本化について前向きに検討されたい。

なお、福祉政策課と協議後、協議結果を報告されたい（報告期限：令和8年度末）。

4 今治市障がい者団体連合会交付金については、一部支部で活動が実施されておらず、交付金の返還に至る等、団体の活動状況が市で適正に把握されているとは言い難い状況が見受けられたので、各支部の状況を確認の上、事業が実際に実施されているか確認できる体制を整備されたい。

生 活 支 援 課

【事務分掌】

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 支援給付に関すること。
- (4) 生活困窮者自立支援に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 文書管理システムにおいて、保存年限が1年でないと思われる多くの文書が1つのファイル（庶務関係、保存期間1年）に乱雑にまとめられていたので、文書の種類、保存期間などでファイルを分類し適切な文書管理に努められたい。

健 康 推 進 課

【事務分掌】

- (1) 保健指導及び栄養指導に関すること。
- (2) 感染症予防に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 結核予防に関すること。
- (5) 精神保健に関すること。
- (6) 湯ノ浦温泉及び鈍川温泉に関すること。
- (7) 中央保健センターに関すること。
- (8) 島しょ診療所に関すること。
- (9) 多目的温泉保養館に関すること。
- (10) 地域医療対策に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、健康推進に関すること。

【指摘事項等】

(意見)

- 1 UIJターン看護師等支援事業費補助金について、市外に対して積極的な情報発信をされたい。また、同様の補助金（介護福祉士、保育士等に対するUIJターン補助金）を行っている課、移住担当課、都市部でイベント等を行っている課等との連携もあわせて検討されたい。

保険年金課

【事務分掌】

- (1) 国民健康保険の運営及び計画に関すること。
- (2) 国民健康保険の保険給付に関すること。
- (3) 国民健康保険事業費納付金に関すること。
- (4) はり、きゅう施術料に関すること。
- (5) 後期高齢者医療に関すること。
- (6) 国民年金に関すること。
- (7) 重度心身障害者、ひとり親家庭、子ども並びに未熟児養育医療の医療費助成資格の認定及び助成金の支出に関すること。
- (8) 特定健康診査に関すること。
- (9) 保健事業と介護予防事業の連携に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

- 1 国庫支出金及び県支出金の調定日については、交付決定通知書の收受日をもって整理することになっているが、不適切な処理が確認されたので、適正に事務処理されたい。
- 2 国民健康保険はり・きゅう施術規則第13条第2項に基づき、請求書は翌月20日までに提出する必要があるが、提出期限を超過したものや請求金額を訂正しているものが見受けられた。適正に事務処理されたい。
- 3 今治市子ども医療費受給資格者証、重度心身障害者医療費受給資格者証及びひとり親家庭医療費受給者証の交付についての決裁が月締めで事務処理後に行われている事例が見受けられた。適切に事務処理されたい。

(意見)

- 1 保険年金課のホームページを確認すると、情報が更新されていないものやリンクが無効になっているものがあったので速やかに更新されたい。また「こどもと高齢者の医療」のページについて、窓口で配付している資料を掲載するなど、更なる情報の充実を図られたい。加えて、特に返還金が生じるケースについても分かりやすく掲載し、市民に誤解や不利益が生じないよう情報提供されたい。
- 2 特定健診の受診率向上には、インセンティブ施策（おこめ券、Pay Pay商品券の配布）が一定の効果を示した。しかし、今後、生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化防止につなげる健診の意義を、なお一層広く知っていただくことが重要である。現在取り組まれている

啓発活動については一定の評価をするものの、更にインセンティブ施策の効果検証を継続し、これらと連動した啓発活動を一層充実させることで、持続的な受診率向上策を講じたい。

- 3 特定健診受診率向上を目的としたおこめ券や Pay Pay 商品券の配布において、健診受診後に保険資格が変更された場合の対応方針が事前に明確化されていないことが確認された。こうした事案に備え、対応方針を速やかに整理されたい。